(i) 上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料に示される積載条件、 in accordance with the loading conditions provided in the approved loading and stability information booklet referred to in 6 above ; or	(i) 印章が付され、日付.....が記入され、かつ、日本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示される積載条件、 in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated ..... and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration ; or
(ii) (略)	(ii) (略)
(iii) 上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は in accordance with a loading condition which lies with in an approved range of conditions defined in the approved loading and stability manuals referred to in 6 above ; or	(iii) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は in accordance with a loading condition which lies with in an approved range of conditions defined in the approved loading manual referred to in (i) above ; or
(iv) 上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件 in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading and stability manuals referred to in 6 above ;	(iv) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件 in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading manual referred to in (i) above ;
.3 (略)	.3 (略)
(略)	(略)

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶区画規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条　施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和二年七月一日前に建造に着手されたもの）であって令和六年一月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、第三条の規定による改正後の船舶区画規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　前項の船舶であって、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

3　平成二十六年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶区画規程第三十九条の二に規定する旅客船については、令和七年一月一日以後最初に行われる定期検査の時期以後は、船舶区画規程等の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第百三号）附則第二条第一項の規定は、適用しない。

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、第五条の規定による改正後の船舶消防設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船であって、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第六条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書及び高速船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書及び高速船安全証書とみなす。

（船舶防火構造規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　現存船については、第七条の規定による改正後の船舶防火構造規則第十五条第二項及び第五十二条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船であって、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第八条の規定による改正前の船舶設備規程等の一部を改正する省令の規定により交付を受けている液化ガスばら積船適合証書及び液体化学薬品ばら積船適合証書は、同条の規定による改正後の船舶設備規程等の一部を改正する省令の規定により交付された液化ガスばら積船適合証書及び液体化学薬品ばら積船適合証書とみなす。